

板橋区任意予防接種等助成事業に関する実施要綱

(令和8年6月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区(以下「区」という。)が感染症の集団感染を防止し、発症率を低減させ重症化を予防するためのワクチンの任意予防接種又は抗体検査(以下「任意予防接種等」という。)を受ける区民の経済的負担を軽減することを目的として、当該任意予防接種等の助成事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任意予防接種 予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する予防接種以外の予防接種をいう。
- (2) 抗体検査 予防接種法の規定により実施する風しんの抗体検査以外の風しん及び麻しんの抗体検査をいう。
- (3) 受託医療機関 区と事業の実施について、委託契約を締結した医療機関(区と公益社団法人板橋区医師会(この号において「板橋区医師会」という。)との委託契約により受託した板橋区医師会に所属する医療機関を含む。)をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 接種日又は検査日現在、区に住民登録のある者(ドメスティック・バイオレンス被害者等として支援の決定を受けている世帯である場合は、区内に居住する者を含む。)のうち、別表に定める者
- (2) その他区長が必要と認める者

(任意予防接種等の種類及び回数)

第4条 この要綱に基づき任意予防接種等ができる種類及び回数は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により特に必要と区が認めた場合は任意予防接種等を行うことができる。

(助成額)

第5条 対象者が、区内の受託医療機関において、任意予防接種等をした場合の1回当たりの助成額は、別表のとおりとする。

(自己負担額)

第6条 対象者が、区内の受託医療機関において、任意予防接種等をした場合の自己負担額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、感染症の急激な拡大等やむを得ない事情により特に必要な場合は、区は、対象者と期間を定めて自己負担額を免除することができる。

(実施方法)

第7条 対象者は、接種予診票又は検査申込書に必要事項を記入し、区内の受託医療機関に提出した上で、任意予防接種等を受けるものとする。

2 区は、区内の受託医療機関と任意予防接種等に関する事業を実施する旨の委託契約を別に定める「板橋区任意予防接種等助成事業委託契約書」により交わし、当該委託契約の定めに従い、委託料(助成額)を支払うものとする。

3 前条の自己負担額については、受託医療機関にて収受を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じ、保健所長が別に定める。

別表(第3条から第6条まで関係)

項番	対象者	内容	
1	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日までの者	種類	おたふくかぜワクチン接種
		回数	1回
		助成額	(接種)3,000 円 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)(※2) (予診のみ)免除
2	小学校就学前1年間(5歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から6歳に達する日以後の最初の3月 31 日まで)の者	種類	おたふくかぜワクチン接種
		回数	1回 (ただし、令和6年9月1日以後のおたふくかぜワクチン接種に限る。)
		助成額	(接種)3,000 円 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)(※2) (予診のみ)免除
3	2歳以上 19 歳未満で予防接種法に基づく麻疹風しんワクチンの定期予防接種の機会を逃した者	種類	麻疹風しん混合ワクチン、麻疹単抗原ワクチン又は風しん単抗原ワクチンのいずれかの接種

		回数	定期予防接種の機会を逃した回数
		助成額	(接種)(※1)から自己負担額を引いた額 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)(麻しん風しん混合ワクチン)1回接種当たり 1,000 円(※3) (麻しん単抗原ワクチン又は風しん単抗原ワクチン)1回接種当たり 500 円(※3) (予診のみ)免除
4	小学6年生から高校1年生相当(11 歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から 16 歳に達する日以後の最初の3月 31 日まで)の男性	種類	ヒトパピローマウイルスワクチン接種(ただし、男性への適応が薬機法上認められたワクチンに限る。)
		回数	3回まで
		助成額	(接種)(※1) (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)免除 (予診のみ)免除
5	19 歳以上であって、 (1)妊娠を希望する女性 (2)妊婦又は(1)のパートナー (3)妊婦と同居している者のいずれかに該当する者のうち (ア)過去に検査を受けていないこと (イ)過去に風しんの予防接種(麻しん風しん混合を含む)を受けていないこと (ウ)過去に風しんに罹患したことがないことのすべてに該当する者	種類	風しん抗体検査
		回数	1回
		助成額	(検査)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(検査)免除

6	19 歳以上であって、 (1)妊娠を希望する女性 (2)妊婦又は(1)のパートナー (3)妊婦と同居している者 のいずれかに該当する者のうち (ア)区が実施する風しんの抗体検査 (イ)妊婦健診 (ウ)自ら受けた風しんの抗体検査 のいずれかで低抗体であると判明し、その結果が確認できる者 ただし、明らかに2回以上の接種記録を確認できる者は除く	種類	麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単抗原ワクチンのいずれかの接種
		回数	1回
		助成額	(接種)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)免除
7	19 歳以上であって、 (1)妊娠を希望する女性 (2)妊婦又は(1)のパートナー (3)妊婦と同居している者 のいずれかに該当する者、あるいは、 19 歳以上であって0歳児と同居している者のうち (ア)過去に検査を受けていないこと (イ)過去に麻しんの予防接種(麻しん風しん混合を含む)を2回以上を受けていないこと (ウ)過去に麻しんに罹患したことがないこと のすべてに該当する者	種類	麻しん抗体検査
		回数	1回
		助成額	(検査)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(検査)免除
8	区長が必要と認める者であり、かつ、日本国内で麻しんが大きく流行している際の 19 歳以上 50 歳未満の区民であって、 (1)過去に検査を受けていないこと (2)過去に麻しんの予防接種(麻しん風しん混合を含む)を2回以上を受けていないこと (3)過去に麻しんに罹患したことがないこと のすべてに該当する者 ただし、7の対象である者は除く	種類	麻しん抗体検査
		回数	1回
		助成額	(検査)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(検査)免除

9	19 歳以上であって、 (1)妊娠を希望する女性 (2)妊婦又は(1)のパートナー (3)妊婦と同居している者 のいずれかに該当する者、あるいは 19 歳以上であって0歳児と同居している のうち (ア)区が実施する麻しんの抗体検査 (イ)妊婦健診 (ウ)自ら受けた麻しんの抗体検査 のいずれかで低抗体であると判明し、その結 果が確認できる者 ただし、明らかに2回以上の接種記録を確認 できる者は除く	種類	麻しん風しん混合ワクチン又は麻しん単抗原ワクチンのいずれかの接種
		回数	1回
		助成額	(接種)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)免除
10	区長が必要と認める者であり、かつ、日本国内で麻しんが大きく流行している際の 19 歳以上 50 歳未満の区民であって、 (1)区が実施する麻しんの抗体検査 (2)妊婦健診 (3)自ら受けた麻しんの抗体検査 のいずれかで低抗体であると判明し、その結果が確認できる者 ただし、明らかに2回以上の接種記録を確認できる者及び9の対象である者は除く	種類	麻しん風しん混合ワクチン又は麻しん単抗原ワクチンのいずれかの接種
		回数	1回
		助成額	(接種)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)免除
11	生後6か月から高校3年生相当(生後6か月から 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日まで)の者	種類	インフルエンザワクチン接種
		回数	10 月1日から翌年1月 31 日までの間に
			(注射で、1回目接種日現在 12 歳以下の者)1年度に2回まで、(注射で、1回目接種日現在 13 歳以上の者)1年度に1回。ただし、13 歳以上であって著しく免疫が抑制されてい

			る状態にあると考えられる者等で医師が必要と認める場合は1年度に2回まで。 (点鼻で、1回目接種日現在2歳以上の者)1年度に1回。
		助成額	(接種)(注射)接種1回当たり 2,000 円、(点鼻)接種1回当たり 4,000 円 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)
		自己負担額	(接種)(※2) (予診のみ)免除

(※1)予防接種法の規定により実施する予防接種及び診療報酬に準ずる金額

(※2)受託医療機関が定める接種費用から当該予防接種の助成額(接種)を差し引いた額

(※3)生活保護世帯に属する対象者は自己負担額を免除し、その額を助成額に加算する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和6年3月22日区長決定)

- 1 この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われた任意予防接種等の助成については、なお従前の例による。

付 則(令和6年6月24日区長決定)

この一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則(令和7年3月31日区長決定)

この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

付 則(令和7年9月30日区長決定)

この一部改正は、令和7年10月1日から施行する。

付 則(令和8年3月24日区長決定)

- 1 この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われた任意予防接種等の助成につ

いては、なお従前の例による。

付 則(令和8年6月23日区長決定)

- 1 この一部改正は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われた任意予防接種等の助成については、なお従前の例による。
- 3 別表の項番8及び10については、令和9年3月31日限りで廃止する。